

## 周南市中間前金払制度取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、周南市工事執行規則（平成15年周南市規則第158号。以下「規則」という。）第43条第2項に規定する中間前金払の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (選択)

第2条 契約担当者は、契約締結時に受注者から中間前金払・部分払選択届（別記様式第1号）を提出させ、中間前金払又は部分払のどちらを選択するのかを確認する。

2 中間前金払を選択した場合は、部分払は請求できない。ただし、会計年度を越えて施工する必要のある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）で、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合は、この限りではない。

3 部分払を選択した場合は、中間前金払は請求できない。

### (要件)

第3条 中間前金払の認定は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 当初、前払金を支払っていること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 契約変更により工期を延長した場合、前項第2号の工期は変更後の工期とする。

### (認定)

第4条 工事担当者は、工期の2分の1を経過後、受注者から工事履行報告書（別記様式第2号）を添付した中間前金払認定申請書の提出を受けたときは、要件を満たしているか否かの確認を行い、その結果を中間前金払認定通知書により受注者に通知する。

### (保証)

第5条 受注者は、中間前金払認定通知書により保証事業会社と前払金保証契約を締結する。

### (請求)

第6条 契約担当者は、受注者が中間前払金の請求をしてきた場合には、保証事業会社と締結した前払金保証契約の保証証書が中間前払金支払請求書（別記様式第3号）に添付されていることを確認すること。

### (支払)

第7条 契約担当者は、受注者から中間前払金支払請求書及び保証契約に係る保証証書を受領したときは、その日から起算して15日以内に前金払をする。

### 附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。